

保育所保育指針改訂に関するヒアリング資料

子どもと保育総合研究所代表 森上史朗

1. 「保育」と「教育」をめぐって

(1) 「保育」と「教育」の用語について

乳幼児期の子どもへの働きかけは、古くから「教育」に代わって「養護」と「教育」が一体化されたものとして「保育」という用語が用いられてきた。今後ともその趣旨は受け継いでゆかなくてはならないものとする。しかし、最近、社会一般のとらえ方としては、「保育」即「保育サービス」であり、子どもの発達に欠かせない経験（＝保育内容）を与えることは「保育」とは別であり、それは「幼児教育」であるとする風潮が広がってきている。したがって、そうした状況を考慮して、「保育」には教育的機能が含まれているということを保育指針の中に明確に示すべきではないか。

(2) “コアタイム”と指導計画の作成について

認定こども園など幼保一体化施設が増加し、親の働き方が多様で保育時間の異なる乳幼児がともに保育を受けるといった状況が増大してきている。また、幼稚園・保育所と小学校との接続・連携が重視される中で、最近では短時間児、中時間児、長時間児等、全員の子どもが在所、在園する時間帯を“コアタイム”と呼び、そこを「教育」の時間として位置づける傾向が広がっている。これまで、保育所における保育は子どもの全在所時間を見通して、「保育」と「教育」を分離することなく一体的に提供することを原則としてきている。しかし、今後長時間の保育が拡大し、また時間帯の異なる幼児の存在が増えることになれば“コアタイム”のように「保育」と「教育」を明確に分離するのではなく、ある程度教育的機能の濃い時間帯と養護的機能の濃い時間帯に分けて、1日の生活をデザインし、指導計画の作成につなげていくなどの工夫が必要ではないか。

2. 子どもの発達について

保育指針においては、子どもの発達は自分自身の中にある発達の可能性と、環境内の対象との相互作用によって行われることを示している。したがって、同一年齢の子どもが同じように発達するわけではなく、一人一人の発達は異なっており、また、発達の課題も異なっている。ゆえに保育指針の発達過程区分は、発達段階を示したものではなく、その年齢の多くの子どもが迎える発達のプロセスを示したものであることを一層明確に示す必要があると思われる。

3. 小学校との接続・連携について

文部省の「幼児教育アクションプログラム」では、幼稚園と小学校との接続・連携について、両者のなめらかな移行のために様々な施策の推進を自治体に求めている。しかし、同じ地域の子どもの発達を保証するという観点に立った時、保育所の子どもを小学校との接続・連携から除外することは出来ない。したがって幼稚園と小学校との連携と同じように保育所と小学校の連携を図っていくためには教育要領の改訂のための会議と保育指針の改定のための会議が合同して検討会をもつなど、何らかの形で整合性を図るための意見交換の場をもつことが必要と考えられる。

なお、保育所・幼稚園と小学校の接続・連携については、“小学校教育への準備”という視点ではなく、次世代育成支援対策推進法等における“発達の連続性”という視点に立った検討が望まれる。

4. 保育指針の告示化に伴う問題について

今の保育所には保育の長時間化、地域の子育て支援、危機管理、アトピー・アレルギー・感染症等への対応、第三者評価、保育士の資質向上と研修等、さまざまな課題がある。それらの課題解決のためには、それを可能にする条件の整備が必要である。たとえば、保育士の資質の向上と研修については、保育の長時間化、頻繁なローテーションのなかで、いかにして研修時間を確保するかが課題解決の鍵となる。したがって上述の課題解決について、具体的な方向を示さないとそれは絵に描いた餅に終わってしまう。

しかし、保育指針の告示化に伴って、その大綱化が図られると思われる。そこで新しい保育指針に盛り込むものと、ガイドラインに委ねるものの区分けが必要となり、ガイドラインをどのようなものにするかの検討が重要になる。それと同時に今保育所で課題となっているものは、それぞれ相互に関連している問題が多い。したがって、それらを可能にする条件の整備が重要であり、保育指針やガイドラインのほかに「幼児教育振興アクションプログラム」のような基盤整備のための総合的施策の策定が必要ではないか。